

東近江市学校給食センター給食調理等業務事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、東近江市（以下「発注者」という。）が学校給食センターにおける学校給食調理業務、配送及び配膳業務の民間委託を行うに当たり、公募型指名競争入札（入札参加希望者を公募し、希望者の中から教育委員会事務局による提案内容の審査で入札参加候補者を選考し、入札する方式をいう。）による業者選定を行う上で、当該業務委託事業者の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称等

(1) 業務名 東近江市学校給食センター給食調理等業務

(2) 対象施設

ア 東近江市蒲生学校給食センター

（食数 約5,500食／日、ドライ方式）

イ 東近江市能登川学校給食センター

（食数 約3,400食／日、ドライ方式）

ウ 東近江市湖東学校給食センター

（食数 約3,200食／日、ドライ方式）

(3) 業務の概要

学校給食センターにおける学校給食調理業務、配送及び配膳業務、当該業務に係る附帯業務一式

(4) 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日まで

(5) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(6) 事務局 東近江市教育委員会事務局 学校給食センター

〒529-1531 東近江市市子川原町881番地

電話：0748-55-8030

F A X：0748-55-5730

3 施設の概要

施設の概要は、東近江市学校給食センター給食調理等業務仕様書に記載のとおりである。

4 入札参加資格要件

入札参加申請できるのは、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 令和7年度東近江市入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、「学校給食業務」に業者登録があること。

- (2) 同等食数以上の学校給食施設で、調理業務を3年以上受注した実績があること。
- (3) 近畿地方又は隣接県に本社、支社又は営業所を有していること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 過去3年の間に学校給食調理業務において、参加申請者が原因となる食中毒に起因する営業停止処分を受けるなどの重大な事故を起こしていないこと。
- (6) 生産物賠償責任保険（PL法に基づく。）に加入していること。
- (7) 従業員に対し、安全及び衛生教育が徹底され、かつ、厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省の定めた「学校給食衛生管理基準」、関連法規等に準じた衛生管理マニュアルを自社において確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (8) 業務の履行を継続できなくなった場合、代行保証人として業務契約を継続して行うことのできる業者の保証を受けられること。
- (9) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと及び同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (11) 指名の日から応募意思表示書提出期限の日までの間、東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立がなされていないこと。
- (13) 指名の日から前6箇月以内に東近江市から契約の解除をされていないこと。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 本業務委託実施までのスケジュール等

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

令和7年6月6日（金）から同月19日（木）まで

（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出先（直接持参すること。）

東近江市市子川原町881番地 東近江市蒲生学校給食センター

ウ 申請書等配付期間及び入手方法

令和7年6月6日（金）から同月17日（火）まで

東近江市蒲生学校給食センター（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

令和7年6月6日（金）以後、東近江市ホームページからダウンロード可能

(2) 募集要項等に関する質疑

ア 提出期限等

本業務に係る質問事項は、令和7年6月13日（金）正午までに様式14で以下にFAXで送信すること。

イ 提出先

東近江市蒲生学校給食センター

電 話：0748-55-8030

F A X：0748-55-5730

※送信後、確認のため電話連絡すること。

ウ 回答期限

質問に対する回答は、令和7年6月17日（火）午後5時までに東近江市ホームページへ掲載する。

なお、電話及び口頭での個別対応は行わない。

(3) 入札参加候補者の選定

ア 入札参加候補者の選定方法

指名競争入札参加候補者の選定は、入札参加希望者の中から、東近江市教育委員会事務局で選定する。

イ 選定結果

選定結果は、令和7年7月1日（火）以後に郵送する。

(4) 入札参加事業者の指名

ア 入札参加事業者の指名

入札に参加する事業者の指名は、上記入札参加候補者の中から指名する。

イ 指名通知日

指名通知書は、令和7年7月1日（火）以後に郵送する。

(5) 受注及び入札可能な業務数

発注者から複数の対象施設の入札参加者として指名を受けた場合は、指名の対象となった対象施設全てに対し入札を行い受注できることとする。

6 申請書類について

入札参加申請書（提案書）等の提出書類は、以下のとおりとする。

(1) 正本1部は、様式のサイズはA4判（副本も同じ。）とし、様式1から様式13-3まで（パンフレット等を含む。）を各書類に見出しを付してA4フラットフ

ファイル（表紙及び背表紙に業務名、会社名及び正副の別を記載すること。副本も同じ。）にとじ込み提出すること。

(2) 副本6部については、様式1（正本添付の写し）から様式13-3まで（パンフレット等含む。）を各書類に見出しを付してA4フラットファイルにとじ込み提出すること。

なお、複数対象施設における業務の受注を希望する場合でも、提案書の提出部数は正本1部及び副本6部とする。

(3) 提案書等に枚数、フォント等の制限はないが、簡潔明瞭にまとめること。また、入札業者を指名する際の参考とするため、様式15を提出すること。

〔申請書類一覧〕

No	書類名	提出部数	
		正本	副本
1	様式1 入札参加申請書（提案書）	1部	6部
2	様式2 会社概要について（パンフレット添付）	1部	6部
3	様式3 業務の受注実績について（契約書の写し等添付）	1部	6部
4	様式4 財務状況について（納税証明書等添付）	1部	6部
5	様式5 食品衛生法による営業停止処分について	1部	6部
6	様式6 学校給食業務に対する考え方について	1部	6部
7	様式7 危機管理体制について	1部	6部
8	様式8 保険等の加入状況について （保険証券等の写し添付）	1部	6部
9	様式9 調理業務等従事者の研修及び移行準備体制について	1部	6部
10	様式10 安全衛生及び作業管理体制について	1部	6部
11	様式11 献立（通常食）や食物アレルギー対応食への対応について	1部	6部
12	様式12 学校行事等への参加について	1部	6部
13	様式13-1 調理業務等従事者の配置体制及び雇用方策について	1部	6部
14	様式13-2 総括責任者について	1部	6部
15	様式13-3 業務責任者について	1部	6部
16	様式15 受注を希望する学校給食センターについて	1部	6部

7 資格審査及び入札参加候補者の選定

本業務の入札参加候補者の選定は、東近江市教育委員会事務局において参加資格の確認審査及び提案書に基づき審査を行い決定する。

(1) 審査方法

ア 参加資格の確認審査

発注者は、提出のあった入札参加申請書等について、募集要領に記載している申請者が備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

イ 提案内容等の評価審査

発注者は、提出のあった会社概要等、提案された内容について審査を行い、入札参加候補者として選定する。

(2) 選考基準

各項目につき基準を満たしていることを条件とし、基準に満たない項目が一つでもある場合は失格とする。

8 提案書等に関する条件

【企業評価・技術評価】

評価項目	評価の観点	評価方法
(1) 会社概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 ・免許取得者 ・事業所数 	様式2の審査
(2) 業務の受注実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の受注実績全般 	様式3の審査
(3) 財務状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性 	様式4の審査
(4) 営業停止処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・営業停止処分の有無 	様式5の審査
(5) 学校給食業務に対する考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲 	様式6の審査
(6) 危機管理体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生（緊急）時の連絡体制網 ・緊急時に初動対応する部署及び連絡先 ・事故発生時の代替給食の供給体制の有無等 	様式7の審査
(7) 保険等の加入状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・保険等の加入状況及びその補償（保証）内容 	様式8の審査
(8) 調理業務等従事者の研修及び移行準備体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者等の研修体制 ・移行準備期間における研修計画等 	様式9の審査
(9) 安全衛生及び作業管理体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生及び作業管理に関する考え方及び取組 ・社内の指導体制及調理現場における実施指導、定期的な巡回指導の有無等 	様式10の審査
(10) 献立（通常食）や食物アレルギー対応食への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な献立への対応、食物アレルギー対応食への具体的な取組や工夫している点等 	様式11の審査
(11) 学校行事等への参加について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等への参加及び協力について基本的な考え方と対応 	様式12の審査

(12) 調理業務従事者の配置体制及び雇用方策について	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対しての業務等実施体制（人員配置を含む。） ・休暇、けが、病気等における社員の補充体制等 ・現在、勤務している一般職非常勤職員の雇用方策 	様式13-1の審査
(13) 総括責任者について	<ul style="list-style-type: none"> ・資格及び学校給食の経験 	様式13-2の審査
(14) 業務責任者について	<ul style="list-style-type: none"> ・資格及び学校給食の経験 	様式13-3の審査

9 業務委託に関する事項

本業務の受注事業者（以下「受注者」という。）は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受注者の債務不履行の場合

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合には、受注者に対して改善勧告を行い、速やかに改善策の提出及びその実施を求めることができることとする。

受注者が発注者の指定する期間内に十分な業務の改善を行えなかったときは、発注者は、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

イ 発注者は、受注者が本業務を完全に履行する見込みがないと認めるときは、履行保証人に対し、本業務の履行を求めることができることとする。

(2) 発注者の債務不履行の場合

ア 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となったときは、契約を解除できることとする。

イ 前号の場合において契約を解除した場合は、受注者は発注者に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力又は当事者のいずれの責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、発注者及び受注者双方により業務継続の可否について協議を行うこととする。

一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する通知を行うことにより、発注者又は受注者は、契約を解除することができることとする。

(4) モニタリングの調査実施

受注者は、発注者がモニタリング調査を行う場合は、これに協力すること。

10 現場説明会（兼現地見学会）

現場説明会の実施については、以下のとおりとする。

(1) 日時及び場所

日時	令和7年6月11日（水）		
	午前10時から 午前11時30分まで	午後1時から 午後2時30分まで	午後3時15分から 午後4時45分まで
場所	東近江市市子川原町 881番地 蒲生学校給食センター	東近江市小川町55番地 能登川学校給食センター	東近江市平松町 1113番地 湖東学校給食センター

説明会（兼現地見学会）は1事業者につき約30分程度を予定している。事業者へあらかじめ時間を事務局からFAXで連絡する。

※日時が都合により変更になる場合がある。

(2) 出席者

出席できる人数は、1事業者につき2名までとする。

(3) 参加申込

現場説明会の参加を希望する場合は、出席者氏名及び事業者名を事務局へ電話又はFAXで令和7年6月9日（月）正午までに連絡すること。

(4) 持参するもの

調理場内の見学を希望する場合は、以下のものを持参すること。

ア 現場説明会の日の前1箇月以内に行った検便結果（赤痢菌、サルモネラ菌及び病原性大腸菌検査を含む。）

イ 調理衣、上履き等、調理場内で使用する着衣類

(5) 欠席の場合

参加を希望した者がこの説明会を欠席する場合は、説明会の日の午前9時までに事務局へ電話又はFAXで連絡すること。